

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第24回 安全保障（1）

#### 1. 自衛権の概念

- ・ 自衛権とは、外国からの急迫または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利である。自衛権の発動が正当化されるには、違法性、必要性、均衡性という3つの要件が必要である。
  - わが国では、自衛権の発動としての武力行使には、(i) わが国に対する急迫不正の侵害があること、(ii) この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、(iii) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という3要件が必要であるとされてきた（従来の政府見解）。
  - わが国が武力行使をする要件として、(i) わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、(ii) これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、(iii) 必要最小限度の実力の行使にとどまること、という3要件が必要である（2014年7月1日の閣議決定）\*1。
- ・ 自衛権は、国際慣習法上、独立国家である以上は当然に有する権利である（国際連合憲章51条参照）。日本国憲法は自衛権を放棄したものではない（砂川事件最高裁判決（最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁））。
- ・ 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を集団的自衛権といい、わが国が、国際法上、これを有していることは当然であるが、憲法上、これを行使することは許されないとするのが、従来の政府見解であった。

\*1 2015（平成27）年に整備された平和安全法制（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律）により、自衛隊の防衛出動は、武力攻撃事態だけでなく、存立危機事態にも可能となった（自衛隊法76条）。

## 2. 戦力の不保持と交戦権の否認

- ・ 9条2項で保持が禁止される「戦力」とは、軍隊及び有事の際にそれに転化しうる程度の実力部隊を指すという見解や、近代戦争を有効に遂行しうる程度の装備・編成を備えた人的・物的組織体を指すという見解などがある。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。
- ・ 核兵器を保有することは憲法上可能であるが、現在は政策的に保有していないとするのが、政府見解である。
- ・ 9条2項が否認する「交戦権」とは、単に交戦する権利を指すという見解や、交戦状態に入った場合に交戦国に国際法上認められる権利を指すという見解などがある。

## Quiz

Q24 憲法第9条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 第1項で、侵略戦争は放棄されているが、自衛戦争は放棄されていないとし、第2項の「前項の目的を達するため」を、侵略戦争放棄の目的を達するためとする見解に対しては、日本国憲法には、第66条第2項の文民条項以外に戦争や軍隊を予定する規定が存在しないとの批判が当てはまる。
- イ. 第1項で、侵略戦争は放棄されているが、自衛戦争は放棄されていないとし、第2項の「前項の目的を達するため」を、戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解に対しては、国際法上の用例によると、「国際紛争を解決する手段としての戦争」は「国家の政策の手段としての戦争」と同義であり、こうした用例を尊重すべきであるとの批判が当てはまる。
- ウ. 第1項で、侵略戦争は放棄されているが、自衛戦争は放棄されていないとし、第2項の「前項の目的を達するため」を、戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解と、第1項で、自衛戦争を含む全ての戦争が放棄されているとする見解のいずれの見解を採っても、憲法第9条により、全ての戦争が放棄されているとの結論が導かれる。